

# 厚生省はゴドウィンさんに 生活保護の適用を！

## ゴドウィン裁判 資料集II 判決

ゴドウィン裁判・関連年表	3頁
判決文（全文）	4～21頁
判決文（要旨）	22～23頁
新聞記事	24～26頁

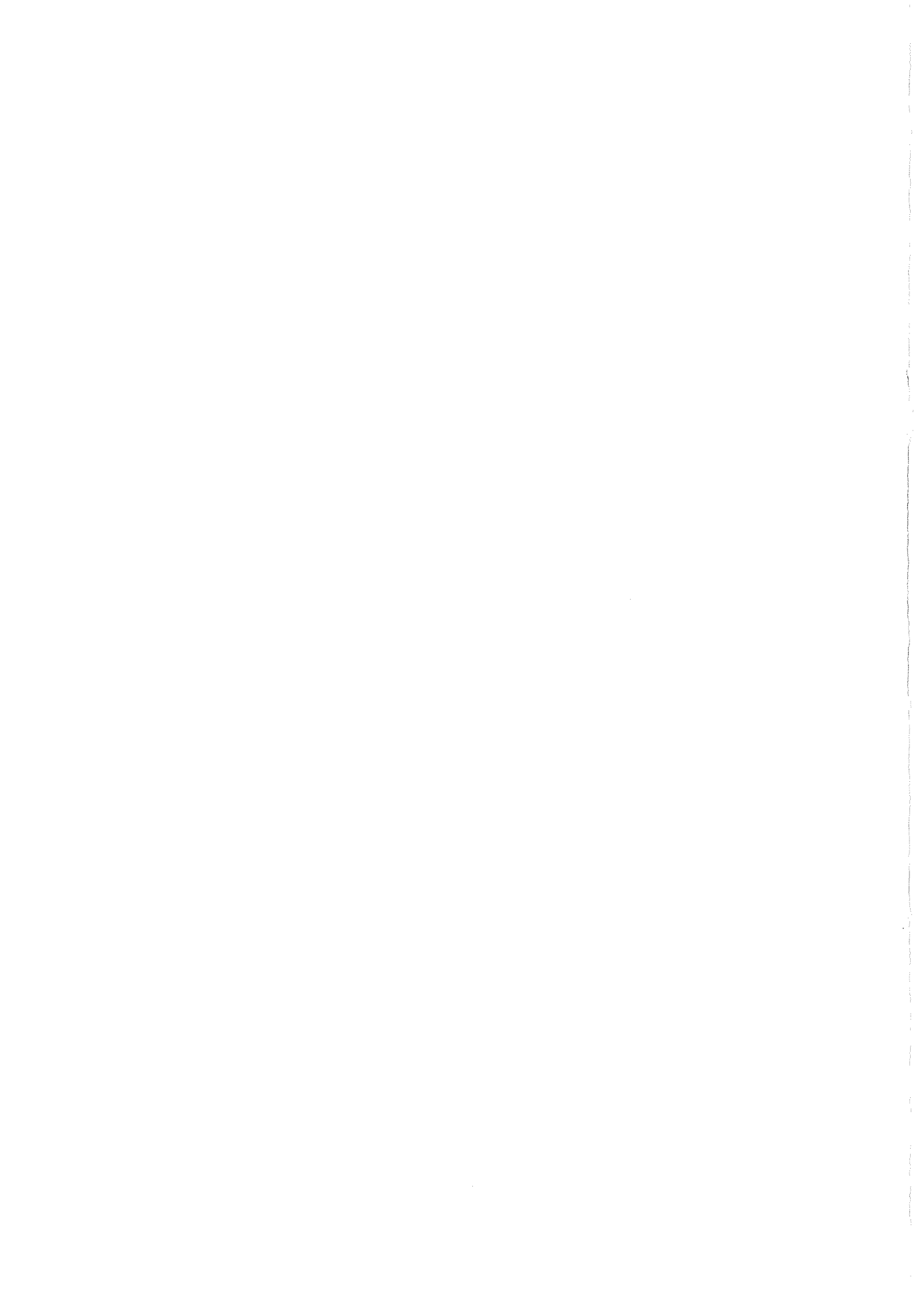
1995年6月19日、神戸地方裁判所でゴドウィン裁判の判決が出されました。その判決は「門前払い」で、私たちの訴えを退けた不当な判決です。外国人の生存権そのものに対する判断を回避したものです。また判決文では、その「付録」の部分で、「外国人の生存権に何らかの措置を講ずることが望ましい」とし、「特に、重大な傷病への緊急治療は、生命そのものに対する救済措置であるから、国籍や在留資格にかかわらず、このことが強く妥当する」とも述べています。

しかし原告団は、この部分を判決から切り離して肯定的に評価することはできませんし、外国人の置かれている状況がこの発言によって好転するわけでもありません。すべての外国人の生存権実現のために控訴して争います。

今後ともご支援をよろしくお願いします。

外国人の生存権を実現する会





## <ゴドウィン裁判年表>

- 1989年 2月 ゴドウィンさん (GODWIN CHRISTOPHER RAJH DAVID、1961.5.16生まれ) 来日
- 1990年 3月21日 ゴドウィンさんくも膜下出血で入院 (当時29歳、住所／神戸市灘区原田通2-4-1 城の内荘、神戸海星病院から同日、神戸大学付属病院へ)
- 3月22日 手術をする。結果は良好
- 4月13日 退院
- 4月24日 灘福祉事務所が生活保護の医療扶助決定 (保護開始日、3月21日、保護廃止日、4月14日)
- 5月29日 毎日新聞に報道される
- (10月25日 厚生省、生活保護は永住者・定住者に限るとの「口答指示」)
- 1991年11月27日 神戸市監査委員会に監査請求
- 1992年 1月20日 同、「監査の必要は認めない」と決定する
- 2月13日 外国人の生存権を実現する会結成集会 (於／学生センター) 『資料集I』発行
- 2月14日 提訴 (訴状を神戸地裁に提出)
- 6月 3日 第1回公判 (原告代表の意見陳述、被告の答弁書提出)
- 9月 2日 第2回公判 (原告準備書面(一)提出、答弁書への反論)
- 11月 4日 第3回公判 (被告準備書面(一)提出)
- 12月17日 学習会「国際人権規約と在日外国人の人権」  
講師・芹田健太郎氏
- 1993年 2月 1日 第4回公判 (原告準備書面(二)および(三)提出)
- 3月 4日 学習会「在日外国人と生活保護」 講師・庄谷 怜子氏
- 4月27日 学習会「日本国憲法と在日外国人の生活保護」  
講師・棟居 快行氏
- 5月10日 第5回公判 (原告準備書面(四)提出)
- 6月21日 第6回公判 (原告準備書面(五)および証拠の申立書＝証人申請＞提出、兵庫県裁判を傍聴する会第19回法廷ウォッチング)
- 9月 6日 第7回公判 (被告より証拠調べに対する意見書)
- 10月20日 第8回公判 (原告より被告意見書への反論書、藤井良二証人採用される)
- (11月25日 被告、藤井証人が採用されたので被告も証人として申請)
- 1994年 1月26日 第9回公判 (元神戸市生活保護課長・藤井良二証人尋問①、原告より求釈明申立書)
- 5月11日 第10回公判 (藤井証人尋問②)
- 8月 3日 第11回公判 (元厚生省生活保護課長・炭谷茂証人尋問)  
公判後学習会 講師・高藤 昭氏
- 10月 5日 長田福祉事務所で勉強会 (講師／飛田)
- 10月 7日 第12回公判 (元灘福祉事務所ケアワーカー・大橋秀男証人訊問)
- 11月29日 灘福祉事務所で勉強会 (講師／飛田)
- 12月21日 第13回公判 (高藤昭、庄谷怜子鑑定書提出)
- 1995年 3月27日 第14回公判 (原告、被告最終準備書面提出、結審)
- 6月19日 第15回公判、「判決」
- 6月27日 大阪高等裁判所に控訴

平成七年六月一九日判決言渡

平成七年六月一九日原本交付

裁判所書記官

平成四年（行ウ）第一一〇号国庫負担金代位請求事件

判 決

神戸市灘区鶴甲四丁目三番一八一二〇五号

原 告 飛 田 雄 一

神戸市北区甲栄台一丁目四番一五号

原 告 草 地 賢 一

神戸市東灘区鴨子ヶ原三丁目二八番七六号

原 告 竹 本 睦 子

神戸市北区東大池二丁目二一番八号

原 告 藤 原 一 二 三

神戸市灘区岩屋中町三丁目三番一〇号

原 告 寺 内 真 子

右原告ら訴訟代理人弁護士

原 田 紀 敏

同 林 晃 史

同 菅 充 行

同 小 山 千 蔭

右林晃史訴訟復代理人弁護士

304

東京都千代田区霞が関一丁目一番一号

被告	梁	英	子
右代表者法務大臣	前	田	勲
右指定代理人	川	口	泰
同	村	上	武
同	石	田	越
同	廣	瀬	彰
同	福	山	香
同	久	保	修
同	内	藤	浩
同	伊	沢	功
同	土	肥	克
同			己

3

主 文

- 一 本件訴えをいずれも却下する。
- 二 訴訟費用は原告らの負担とする。

4

事 実 及 び 理 由

第一 当事者の求めた裁判

一 請求の趣旨

1 被告は、神戸市に対し、金一二一万四七一五円及びこれに対する平成四年三月一七日（訴状送達の日）の翌日）から支払済まで年五分の割合による金員を支払え。

2 訴訟費用は被告の負担とする。

3 仮執行宣言

二 本案前の答弁

主文同旨

三 請求の趣旨に対する答弁

1 原告らの請求を棄却する。

2 訴訟費用は原告らの負担とする。

3 仮執行免脱宣言

5

第二 事案の概要

一 本件は、神戸市の住民である原告らが、日本に滞在する外国人にも生活保護法が直接適用又は準用されるべきであると主張して、

被告に対し、神戸市に代位して、同市が医療扶助決定をして支出した外国人に係る保護費のうちの国庫負担金相当分を同市に支払うより求める住民訴訟に関する事案である。

なお、原告らの請求は、地方自治法二四二条の二第一項四号に基づき、主位的には、右国庫負担金相当分を直接代位請求するものであり、予備的に、神戸市が被告に対して右負担金相当分を請求しないことにより被告に不当利得が発生しているとしてその返還請求権を代位行使し、また、厚生省の違法な措置により神戸市が損害を被ったとして不法行為による損害賠償請求権を代位行使するものである。

6

二 争いのない事実

- 1 原告らは、いずれも神戸市の住民である。
- 2 スリランカ人デビッド・ゴドウィン・クリストファ（以下「クリストファ」という。）は、平成元年二月ころ来日し、留学生の在留資格で神戸市灘区に居住していたが、平成二年三月二一日、くも膜下出血のため、神戸海星病院を経て神戸大学医学部付属病院に入院し、同年四月一三日、退院した。
- 3 右両病院におけるクリストファの医療費は合計金一六一万九六二〇円であったが、クリストファには支払能力がなかったの  
 で、同人の義兄であるリズビイ・ガウスは、灘福祉事務所に対し、予算措置による生活保護法に準じた取り扱いの職権発動を促す申立てをした。

そして、右申立てに対し、灘福祉事務所所長は、同年四月二六日、保護開始日を平成二年三月二一日、保護廃止日を同年四月一四日とする医療扶助の決定をした。

- 4 しかし、厚生省は、生活保護法を準用する外国人の範囲を、出入国管理及び難民認定法別表第二に定める外国人及び日韓協定による永住者、平和条約関連国籍離脱者等に限られるとの見解の下に、神戸市からの解釈上の疑義照会に対し、クリストファに対する医療扶助の決定に係る金員は国庫負担金の対象にならない旨の見解を示した。
- 5 その後、神戸市長は、被告に対し、クリストファに対する医療扶助の保護費のうち四分の三にあたる国庫負担金相当分金一

二一万四七一五円（以下「本件国庫負担金」という。）の請求をしていない。

- 6 原告らは、神戸市長が本件国庫負担金を請求しないことが、地方自治法二四二条一項にいう「違法若しくは不当に」「公金の徴収若しくは財産の管理を怠る事実」にあたるとして、平成三年十一月二七日、神戸市監査委員に対し住民監査請求をした。これに対し、神戸市監査委員は、平成四年一月二〇日、原告らの右住民監査請求を棄却した。

### 三 争点

本件の主要な争点は、次のとおりである。

#### 1 本案前の争点

(一) 地方自治法二四二条の二第一項四号により、原告らが本件国庫負担金の請求権を代位行使することが許されるか（争点1）。

(二) 原告らの主張する不当利得返還請求権及び不法行為による損害賠償請求権の代位行使が、同法二四二条の二第二項一号所定の出訴期間を遵守するものであるか（争点2）。

#### 2 本案の争点

(一) 生活保護法の適用対象は日本国民だけに限られ、さらに、同法を準用する外国人の範囲は、出入国管理及び難民認定法の別表第二に定める外国人及び日韓協定による永住者、平和条約関連国籍離脱者等に限られるとの見解の下に、本件国庫



負担金の支払を神戸市に対してしないとする被告の態度は、外国人の生存権を侵害する違法な行政措置であるか否か（争点3）。

(二) 本件国庫負担金の請求権は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律六条に定める厚生大臣の交付決定があつて初めて発生するものであるか否か（争点4）。

(三) 神戸市が、被告に対して、本件国庫負担金の請求権、不当利得返還請求権、不法行為による損害賠償請求権を有するか（争点5）。

11

#### 四 争点についての主張

右各争点に対する当事者の主張は、別紙のとおりである。

### 第三 争点に対する判断

#### 一 争点1（住民訴訟の対象）

地方自治法二四二条の二のような訴訟の制度を設けるか否かは立法政策の問題であつて（最高裁昭和二八年（ワ）第四四九号同三四年七月二〇日大法廷判決、民集一三卷八号一一〇三頁参照）、同条の二第一項四号は、立法政策上、同号列举の請求のみが住民訴訟の対象となる旨を定めたものと解される。

そして、本件訴えのうち、本件国庫負担金を直接代位請求する部分（主位的請求）は、同号に掲げる訴訟の対象に該当しないことが明らかであるから、不違法である。

#### 二 争点2（出訴期間）

12

1 地方自治法二四二条の二第六項、行政事件訴訟法四三条三項、四一条二項、一九条一項に基づく訴えの追加的併合は、本来の請求が不適法で却下を免れない場合には、許されないと解するのが相当である。すなわち、本来の請求が不適法な場合には、速やかにその訴えは却下されるべきであつて、後になされた訴えの追加的併合により右瑕疵が治癒されるとはいえないからである。

13

2 したがつて、本来の請求が不適法な場合、訴えの追加的併合の申立てがされたときには、追加された請求は新たな訴えの提起と解するほかはない。そして、追加された請求について出訴期間の定めがあるときは、その期間内に右追加の申立てがされな

ければならない。

「変更前後の請求の間に訴訟物の同一性が認められるとき、又は両者の間に存する関係から、変更後への新請求に係る訴えを当初の訴えの提起の時に提起されたものと同視し、出訴期間の遵守において欠けるところがないと解すべき特段の事情があるとき」は、出訴期間を徒過した変更後の新請求も不適法とならない旨の法理（最高裁昭和五四年（行ツ）第一二九号同五八年九月八日第一小法廷判決・裁判集民事一三九号四五七頁参照）は、変更前の請求が適法な場合に関するものであつて、本件のように、本来の請求が不適法な場合には適用されない。

14

3 本件においては、原告らが不当利得返還請求権及び不法行為

による損害賠償請求権を代位請求する旨の訴訟行為をしたのは、平成四年九月二日提出の準備書面においてである。

また、本件訴訟に先立つ監査請求が同年一月二〇日に棄却され、右監査の結果がそのころ原告らに通知されたことは、当事者間に争いが無い（弁論の全趣旨によると、遅くとも、本件訴訟が提起された平成四年二月一四日までには、右監査の結果が原告らに通知されたことを認めることができる。）。

したがって、本件訴えのうち、不当利得返還請求権及び不法行為による損害賠償請求権を代位請求する部分（予備的請求）は、地方自治法二四二条の二第二項一号所定の出訴期間（監査の結果の通知があつた日から三〇日以内）を徒過した後のもの

であつて、不適法である。

#### 第四 結論

憲法第三章の諸規定による基本的人権の保障は、権利の性質上日本国民のみをその対象としていると解されるものを除き、我が国に在留する外国人に対しても等しく及ぶものである（最高裁昭和五〇年行ツ第一二〇号同五三年一〇月四日大法廷判決・民集三二巻七号一二二三頁）。

ただし、憲法二五条一項は、すべての国民が健康で文化的な最低限度の生活を営み得るように国政を運営すべきことを国の責務として宣言したにとどまり、直接個々の国民に対して具体的権利を賦与したのではなく、具体的権利としては、憲法の規定の趣

旨を実現するために制定された生活保護法によつて、はじめて与えられているといふべきである（最高裁昭和三九年行ツ第一四号同四二年五月二四日大法院判決・民集二一卷五号一〇四三頁参照）。そして、生活保護法一条及び二条は、同法による保護を受けることができる者を「国民」に限っているから、外国人が同法によつて具体的権利を享有していると解することはできない。

17

しかし、これは、現行法上、外国人が同法の定める具体的な権利を享有しているとまでは解することができないということにとどまり、憲法並びに経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約、市民的及び政治的権利に関する国際規約等の趣旨に鑑み、さらに、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利が人の生存に直接関係

することを併せ考えると、法律をもつて、外国人の生存権に関する何らかの措置を講ずることが望ましい。特に、重大な傷病への緊急治療は、生命そのものに対する救済措置であるから、国籍や在留資格にかかわらず、このことが強く妥当する。

ただし、右のような措置を講ずるか否か、講ずるとした場合に、当該制度を社会福祉政策全般の中でどのように位置づけるか、右位置づけに関連して、どのような要件の下にどのような制度を準備するか、その費用を国及び地方公共団体又は本人あるいはその他の者がいかなる割合で負担するか等の点は、専ら国の立法政策にかかわる事柄であり、直ちに司法審査の対象となるものではない。

18

そして、本件訴えは、争点1及び2に対する判断で判示したよ  
うに、いずれも不適法なものとして却下を免れないから、争点3  
ないし5については判断するまでもない。

よつて、本件訴えをいずれも却下し、訴訟費用の負担につき行  
政事件訴訟法七条、民事訴訟法八九条、九三条一項本文を適用し  
て、主文のとおり判決する。

神戸地方裁判所第二民事部

裁判長裁判官 辻 忠 雄

裁判官 永 吉 孝 夫

裁判官伊東浩子は、転補につき、署名捺印することができない。

裁判長裁判官 辻 忠 雄

別紙 争点に対する当事者の主張

一 争点1 (住民訴訟の対象)

1 原告らの主張

地方自治制度は、立憲民主制を維持していく上で不可欠な機能を果たし、地方公共団体が自律権を有する(団体自治)とともに、その支配意思の形成に住民が参画すること(住民自治)が当然の帰結であつて、地方自治法二四二条の二第一項四号の解釈も、この観点からなされるべきである。

そして、同条項は、地方公共団体の自律権を実質的に保障するためにその財政的基盤を安定させることを目的として、また、住民自治の要請から、当該地方公共団体の住民に当該自治体に代位

して請求する権能を与えたものであるから、同号の列举が限定的なものと解する余地はなく、例示的なものと解すべきである。

2 被告の主張

地方自治法二四二条の二第一項四号は、住民訴訟の対象となる請求を限定的に列举しており、原告らの国庫負担金請求は、右に掲げる訴訟の対象に該当しないから、不適法である。

二 争点2 (出訴期間)

1 前提となる事実関係(一)は当事者間に争いがなく、(二)ないし(四)は当裁判所に顕著である。)

(一) 前記争いのない事実に記載のとおり、原告らのした住民監査請求に対し、神戸市監査委員は、平成四年一月二〇日、右請求

を棄却した。そして、右監査の結果は、そのころ、原告らに通  
知された。

(一) 本件訴訟は、平成四年二月一四日に提起された。

そして、訴状には、神戸市は被告に対して金一二一万四七一  
五円の国庫負担金請求権を有するから、原告らは、被告に対し、  
神戸市に代位して、請求の趣旨記載の判決を求める旨の記載が  
あり、右国庫負担金請求権が訴訟物とされている。

23

(二) これに対し、被告は、答弁書において、右国庫負担金請求権  
についての被告に対する代位請求は、地方自治法二四二条の二  
第一項四号が住民訴訟の対象として掲げる損害賠償請求、不当  
利得返還請求等に該当しないので、不適法であるから、却下さ

れるべきである旨の本案前の答弁をした。

四 原告らは、平成四年九月二日提出の準備書面において、被告  
の右主張を争うとともに、仮に国庫負担金請求権が地方自治法  
二四二条の二第一項四号による代位請求の対象とならないとし  
ても、神戸市は被告に対し不当利得返還請求権及び不法行為に  
よる損害賠償請求権を有するとして、原告らはこれらを代位請  
求する旨主張した。

24

## 2 被告の主張

(一) 原告らの不当利得返還請求権及び不法行為による損害賠償請  
求権の代位請求は、いずれも地方自治法二四二条の二第二項一  
号所定の出訴期間を経過した後のものであつて、不適法である。

すなわち、訴えの変更は、変更後の新請求については新たな訴えの提起にほかならないが、これにつき出訴期間の定めがあるものは、その期間内に右変更の申立がなされなければならない。

㉒ 変更前後の請求の間に訴訟物の同一性が認められるとき、又は両者の間に存する関係から、変更後への新請求に係る訴えを当初の訴えの提起の時に提起されたものと同視し、出訴期間の遵守において欠けるところがないと解すべき特段の事情があるときは、出訴期間を徒過した変更後の新請求も不適法とならないが、本件では、このような特段の事情は認められない。

㉓ 地方自治法二四二条の二第六項、行政事件訴訟法四三条三項、

四一条二項、一九条一項に基づき訴えの追加的併合は、本来の請求が不適法で却下を免れない場合には、許されないものというべきである。

### 3 原告らの主張

㉒ 原告らの予備的請求は新たな訴えの提起ではなく、単なる攻撃防御方法の主張にすぎないから、訴えの変更にはあたらない。

すなわち、原告らの請求は、いずれも地方自治法二四二条の二第一項四号に基づき代位請求訴訟であるから訴訟物が同一であり、さらに、いずれも請求の趣旨及び請求原因事実も同一である。

㉒ 仮に、原告らの予備的請求が訴えの追加的変更にあたるとし



ても、右請求は訴状が提出された時に提起されたものと同視することができ、出訴期間の遵守において欠けるところがない。

すなわち、主位的請求である国庫負担金請求権の代位請求と予備的請求である不当利得返還請求権及び不法行為による損害賠償請求権の代位請求とは、事実上の争点が同一である。また、原告らは、被告に対し、訴えの提起当初から国庫負担金相当額の金員の請求をしており、神戸市に代位して右金員を請求する意思は明確であったから、出訴期間が遵守されたとみなしても、何ら被告において不利益はない。

27

### 三 争点3 (外国人と憲法上の生存権・生活保護法上の医療扶助請求権)

#### 1 原告らの主張

(一) 原告らが本件訴訟で主に問わんとするのは、争点3である。

(二) 外国人と生存権

わが国の憲法上、外国人にも生存権は保障されていると解すべきである。

とりわけ、本件訴訟で問題となっている医療扶助請求権、特にその中でも緊急医療権は、人間の生命、生存に直結する権利であり、その人が在留する国において保障される基本的人権として把握されるべきである。

28

(三) 外国人と生活保護法

外国人にも生活保護法に基づく医療扶助を求める権利が認め

られる。

すなわち、右の権利は、人の生命、生存に直結する性質を有しており、憲法一四條、二五條、經濟的、社会的及び文化的權利に関する國際規約二條二項、九條、一二條、市民的及び政治的權利に関する國際規約二六條によつて、国籍や在留資格にかかわらず、広く保障されるべきである。

29

#### 四 厚生省による口頭指示の不当性

生活保護法に関する昭和二九年五月八日通知（社発三八二号 厚生省社会局長通知）は、外国人の在留資格の有無、種類を問わず、外国人に対する同法の適用を認めていた。そして、同通知以後は、外国人の在留資格の有無、種類を問わず、外国人に

対しても生活保護法が準用されていた。

ところが、平成二年一〇月二五日開催の生活保護指導監督職員ブロック会議（近畿・中国ブロック）において、厚生省は、生活保護法を準用する外国人として、当時の出入国管理及び難民認定法別表第二に掲げる在留資格を有する外国人、いわゆる日韓協定による永住者、平和条約関連国籍離脱者等に限る旨口頭で指示を与えた。

30

右指示は、それまでの生活保護法の準用の実態を無視しており、しかも、不利益変更禁止の原則に抵触しており、無効なものである。

#### 2 被告の主張

外国人の生活保護に関しては、憲法及び法律により保障されたものではない。ただ、国は、一方的な行政措置として、出入国管理及び難民認定法別表第二に掲げる在留資格を有する外国人、いわゆる日韓協定による永住者、平和条約関連国籍離脱者等に対して生活保護を実施しているにすぎない。

なお、原告ら主張の通達は、外国人について生活保護に準じた取扱いをする際の手続を定めたものにすぎないのであって、外国人について在留資格等を問わず一律に生活保護に準じた取扱いをすることができる旨を示したものではない。また、原告ら主張の口頭指示は、従来からの右解釈を一般的かつ確認的に示したにすぎない。

#### 四 争点4（国庫負担金請求権の発生要件）

##### 1 原告らの主張

(一) 国庫負担金は、国が地方公共団体に対して、その責任において負担すべき義務費である。これは、各種補助金と異なり国庫負担金の支払につき国に裁量の余地がなく、これを定めた地方財政法及び各法律並びにそれらに基づく政令によつて、負担区分が一義的に定められていることから明らかである。

したがつて、国庫負担金請求権は、これを定める法律及び政令に基づいて当然に発生するものである。

これに対し、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律は、補助金等の支払手続法にすぎず、補助金等についての不

正申請・不正使用を防止するために各種の規制や罰則を設けたもので、国庫負担金支払請求権の発生要件に変更を加えるものではない。

- 仮に、国庫負担金については同法六条による各省各庁の長による補助金等の交付の決定がなければ発生しないのが原則であるとしても、本件のように地方公共団体が国庫負担金を請求しないような特段の事情がある場合には、例外的に、右決定がなくても国庫負担金請求権が発生すると解すべきである。

## 2 被告の主張

国庫負担金請求権は、同法六条による各省各庁の長による補助金等の交付の決定がなければ発生しない。

33

## 五 争点5（神戸市の国に対する請求権）

### 1 原告らの主張

- 国庫負担金請求権

本件においては、灘福祉事務所所長がクリストファの医療費について医療扶助の決定をした平成二年四月二六日に、神戸市は被告に対して本件国庫負担金の請求権を取得した。

- 不当利得返還請求権

神戸市が被告に対して本件国庫負担金の請求をしなかったのは、憲法・不当な厚生省による前記口頭指示及び被告があらかじめした支払拒否のためである。

これにより、被告は、本来負担すべきであつたクリストファ

34

の医療費について国庫負担金相当額の債務の負担を免れ、他方、神戸市は、右相当額を損失した。

三 不法行為による損害賠償請求権

厚生省による前記口頭指示及び本件国庫負担金について被告があらかじめした支払拒否は、違法なものである。

そして、神戸市は、被告の右違法行為により、右国庫負担金相当額の損害を被った。

2 被告の主張

争点4に対する主張で述べたように、国庫負担金請求権は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律六条による各省各庁の長による補助金等の交付の決定がなければ発生しない。

本件においては、厚生大臣による補助金等の交付の決定が未だ存在しないから、神戸市には本件国庫負担金の請求権は発生していない。

また、本件国庫負担金の請求権が発生していないから、神戸市には、右同額の損失及び損害も発生していない。

平成4年（行ウ）第11号国庫負担金代位請求事件判決要旨

原告 飛田雄一外4名  
被告 国

第1 主文

- 1 本件訴えをいずれも却下する。
- 2 訴訟費用は原告らの負担とする。

第2 理由の要旨

- 1 本件は、神戸市の住民である原告らが、日本に滞在する外国人にも生活保護法が直接適用又は準用されるべきであると主張して、被告に対し、神戸市に代位して、同市が医療扶助決定をして支出した外国人に係る保護費のうち国庫負担金相当分金121万4715円を同市に支払うよう求める住民訴訟に関する事案である。

2 前提となる事実関係

- ① 原告らは、いずれも神戸市の住民である。
- ② スリランカ人デビッド・ゴドウィン・クリストファは、平成元年2月ころ来日し、留学生の在留資格で神戸市灘区に居住していたが、平成2年3月21日、くも膜下出血のため、神戸大学医学部付属病院等に入院した。
- ③ クリストファの医療費は合計金161万9620円であったが、クリストファには支払能力がなかったため、関係者の申立てにより、灘福祉事務所所長は、医療扶助の決定をした。
- ④ しかし、厚生省は、生活保護法を準用する外国人の範囲を、出入国管理及び難民認定法別表第二に定める外国人及び日韓協定による永住者、平和条約関連国籍離脱者等に限られるとの見解の下に、神戸市からの解釈上の疑義照会に対し、クリストファに対する医療扶助の決定に係る金員は国庫負担金の対象にならない旨の見解を示した。
- ⑤ その後、神戸市長は、被告に対し、クリストファに対する医療扶助の保護費のうち国庫負担金相当分の請求をしていない。

3 本案前の争点に対する判断

本件訴えのうち、主位的請求である本件国庫負担金を直接代位請求する部分は、地方自治法242条の2第1項4号に掲げる訴

訟の対象に該当せず、不適法である。

また、予備的請求である不当利得返還請求権及び不法行為による損害賠償請求権を代位請求する部分は、主位的請求が不適法であるから訴え提起の時にさかのぼって提起されたものとみることはできず、同法242条の2第2項1号所定の出訴期間を徒過した後のものであって、不適法である。

- 4 憲法25条1項は、直接個々の国民に対して具体的権利を賦与したのではなく、具体的権利としては、生活保護法によってはじめて与えられているというべきであり、同法1条及び2条は、同法による保護を受けることができる者を「国民」に限っているから、外国人が同法によって具体的権利を享有していると解することはできない。

しかし、これは、現行法上、外国人が同法の定める具体的な権利を享有しているとまでは解することができないというにとどまり、憲法並びに経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約、市民的及び政治的権利に関する国際規約等の趣旨に鑑み、さらに、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利が人の生存に直接関係することを併せ考えると、法律をもって、外国人の生存権に関する何らかの措置を講ずることが望ましい。特に、重大な傷病への緊急治療は、生命そのものに対する救済措置であるから、国籍や在留資格にかかわらず、このことが強く妥当する。

ただし、このような措置を講ずるか否か、講ずるとした場合に、当該制度を社会福祉政策全般の中でどのように位置づけるか、右位置づけに関連して、どのような要件の下にどのような制度を準備するか、その費用を国及び地方公共団体又は本人あるいはその他の者がいかなる割合で負担するか等の点は、専ら国の立法政策にかかわる事柄であり、直ちに司法審査の対象となるものではない。

そして、原告らは、外国人と憲法上の生存権、生活保護法上の医療扶助請求権との関係こそが本件訴訟の主要な争点である旨主張するが、前記のとおり本件訴えはいずれも不適法なものとして却下を免れないから、本争点については判断するまでもない。

よって、本件訴えをいずれも却下することとして、主文のとおり判決する。

# 外国人医療に法的措置を



「判決は不当」と話す原告団一神戸地裁

## 費用負担訴訟で神戸地裁判決

### 「不適法」訴えは却下

急病で緊急手術を受けた外国人就学生の治療費を、生活保護法を適用して負担した神戸市の措置に対し、厚生省が外国人就学生は同法の対象外として国庫補助を認めなかったのは違法として、市民グループが国を相手取り、市に国庫負担分を支払うよう求めた住民訴訟の判決が十九日、神戸地裁であった。辻忠雄裁判長は「市に代わって住民が国に国庫負担金を請求するのは不適法」と、訴えを却下した。焦点となった外国人の緊急治療について同裁判長は生活保護法の対象外としながら、「生命そのものに対する救済措置は国庫在留資格にかかわらず、何らかの法的整備が急務」と指摘した。

外国人への同法の医療扶助をめぐる裁判は全国で初めて。阪神大震災では被災外国人が公的な医療支援を受けざるを得ない状況が立ち遅れている現状が浮き彫りになっており、論議を呼び起こした。訴えていたのは同市灘区鶴岡四、神戸学生青年センター館長飛田雄一さん(仮名)だ。

適正な運営に努力  
井出正一厚相の話 判決内容の詳細については、まだ分からないが行政側の主張が認められたと考える。今後、生活保護行政の一層適正な運営に努めたい。

外国人への同法の医療扶助をめぐる裁判は全国で初めて。阪神大震災では被災外国人が公的な医療支援を受けざるを得ない状況が浮き彫りになっており、論議を呼び起こした。訴えていたのは同市灘区鶴岡四、神戸学生青年センター館長飛田雄一さん(仮名)だ。

が、同市監査委員は棄却。このため、「外国人にも日本人に準用する形で生活保護法の適用が認められる」として昭和二十九年の厚生省社会局長通知の趣旨に反し、外国人の生存権を侵害する違法な行政措置」として提訴していた。

判決で、辻裁判長は「住民による国庫負担金の代位請求は、地方自治法に掲げられておらず、訴訟の対象に該当しない」としたうえで、「生存権の具体的権利は生活保護法によって初めて与えられるが、同法では保護対象を『国民』に限っており、外国人が具体的権利を享有しているとは解せない」とした。

一方で、「憲法や国際規約の趣旨に照らすと、法律で外国人の生存権に関する措置を講ずるべきで、特に緊急治療は生命そのものに対する救済措置であり、国庫在留資格にかかわらず立法化が急務」と指摘。「こうした措置を取るかどうかは国の立法政策にかかわることで、司法判断の対象とはならない」とした。

飛田さんらは控訴する。

### 倒れている人救えぬ 原告側 控訴へ

将来的に外国人に対する救済措置の必要性は認められたものの、司法判断の対象とはしなかった今回の判決。原告団は門前払いで、三三三、判決後の記者会見で無念の表情をにじませ、「外国人に対しては基本的な人権を認める法律が、日本でできるのを目指して頑張る」とした。

滞在期間や目的によって外国人にも国民健康保険の加入資格はある。しかし、同制度はあまり知られておらず、実際の加入者は少ないという。また、滞在期間が一年未満の場合や滞在期間をオーバーした不法滞在者にも国民健康保険の加入資格はない。

「外国人医療問題について現状のままではいけない、と言いつつ、ゴドウィンさんには(昭和二十九年通知を)適用しなかった。このギャップを裁判所はどう考えているのか。早急に控訴する」とした。

真つ白な所に線をかいてくれ、と言ったのではなく、昭和二十九年の厚生省通知という具体的な道具があり、これを認められたい。原告団長の飛田さんは



# 外国人医療法的救済を

## 生活保護 護訴訟 国籍など関係なく

読 95.6.20

神戸地裁判決

病気の外国人留学生に対し、神戸市が生活保護を適用して支払った治療費について、「国庫補助しないのは不当」と市民五人が国（厚生省）に負担金支出を求めた訴訟の判決が十九日、神戸地裁であった。辻忠雄裁判長は「市に代わって市民が請求するのは不適法」と却下したが、判決理由で「緊急治療に対しては国籍や在留資格にかかわらず法的措置を講ずるのが望ましい」と異例の指摘をし、外国人の生存権保護のために抜本的な医療保障対策を打ち出す必要性を強く促した。

## 原告の請求は却下

訴えていたのは、神戸学生青年センター館長の飛田雄一さん四人ら。判決によると、灘区のアパートに住むスリランカ人の男性留学生三三さんが九〇年三月、くも膜下出血で倒れ入院。手術を受け全快したが、治療費約百六十万円の

支払いに困り、同市に生活保護適用を申請、給付されたい。生活保護法は給付金について国が七五％負担するとして定めているが、厚生省は日韓協定による永住者などを除く外国人は生活保護の対象外との考えを示した

飛田さんらは「外国人を含めないのは生存権の侵害」として、市に代わって国の負担を求める訴えを九二年一月に提起。国側は、当事者外の第三者にこうした裁判は起させない」と却下

を求めている。判決で、辻裁判長は国側の主張を認め、「地方自治法上、国庫負担金を市民が自治体に代わって請求できるとの規定はない」として却下した。しかし、理由の中で「生活保護法は対象を国民に限定しているが、憲法や国際規約などの趣旨を考慮すると、外国人の生存権保護に

は何らかの法的措置が望まれ、生命への救済措置である緊急治療には特に必要」との見解を示し、その具体的な方法は「司法審査でなく、国の立法政策にゆだねるべき」とした。原告の飛田さんは「在留資格にかかわらず救済すべき」との裁判所の意見を、国は「厳禁に受け止めるべき」と評価しながらも、却下を不満として控訴する。

井出正一厚相の話「主張が認められたと考えている。今後も生活保護行政の適正な運営に努めたい」

と、外国人の急増の来日する外国人は急増の一途をたどり、その医療保障に関する問題が顕在化。外国人への医療保障は、長期の留学生に対して国民健康保険の加入が認められていたが、負担率の大きさが敬遠されているのが実情だ。



外国人生活保護訴訟の判決について語る飛田雄一さん(右)ら原告弁護団(神戸地裁で)

とりわけ短期留学生や不法滞在者など「非定住外国人」については対策がなく、治療費を払えない人が急増、医療機関の未収金は年間三億円を超えるともいわれ、国の対応は「待ったなし」に迫り込まれている。厚生省は、事務次官の私

裁判所が国への法整備要求を指摘したのも当然といえ、楳岡快行・神戸大法学部教授(憲法)は「国の態度を迫認した」ことになり、門前払いは疑問だ」としながらも、「緊急医療の場合は、在留資格を問わず公費負担制度が必要と述べた点は画期的」と評価している。

# 外国人治療費 95.6.20

## 国に対策求める

### 市民の訴えは却下

国庫補助請求で神戸地裁判決

平成二年三月、入院したスリランカ人留学生に神戸市が生活保護法を適用して医療費を支払ったことをめぐり、国が「永住、定住者以外の適用は無効」と国庫補助を認めなかったのは違法として、神戸市の留学生支援グループが国を相手取り、医療費約百六十万円のうち国の負担分百二十万円の神戸市への支払いを求めた訴訟の判決が十九日、神戸地裁であった。辻忠雄裁判長は「国の立法政策にかかわる問題で、司法審査になじまない」と訴えを却下

したものの、「法律をもって、外国人の生存権に関する何らかの措置を講じる必要がある」と、国の対策を期待する判決を言い渡した。原告側は控訴する方針。訴えていたのは財団法人・神戸学生センター館長の飛田雄一さんら。判決などによると、スリランカ人留学生が神戸市内の日本語学校に通っていた平成二年三月、クモ膜下出血のため入院。同年四月、生活保護の医療扶助が決定、神戸市が医療費の約百六十万円を肩代わりした。生活保護法では医療費の四分の三を国が負担することになっているが、同年十月、厚生省は「短期滞在の外国人は、生活保護法の適用になじまない」と神戸市に指示。医療費は神戸市が全額負担したため、飛田さんらが神戸市に代わり、医療費の負担を請求した。判決で、辻裁判長は「制度を社会福祉政策全般の中でどのように位置付けるかは、国の立法政策にかかわる事柄であり、直ちに司法審査の対象となるものではない」と判断。しかし、「憲法や国際規約に照らすと、法律で外国人の生存権に関する何らかの措置を講ずることが望ましい」と述べた。

原告側代理人は「司法の場で、こうした措置をとるよう求めた判決は初めて」と評価している。井出正一・厚生大臣の話「行政側の主張が認められたものと考えている」

## Court calls for medical care for foreign residents

Yomiuri Shimbun

KOBE—The Kobe District Court on Monday urged the national government to take legal measures to cover costs of emergency medical treatment for foreign residents to protect their right to live, in a ruling involving a Sri Lankan student.

The court also said legislative bodies should enact legal measures for medical treatment of foreign nationals and that this was not the task of the judiciary.

However, it dismissed a lawsuit filed by five Kobe citizens who claimed the national government should cover public assistance that Kobe municipal government paid for an ailing foreign student. The court said it is not appropriate for citizens to demand the payment instead of the municipal government.

Yuichi Hida, 45, director of the Kobe Student Youth Center, and four other Kobe citizens, filed the suit against the national government. They demanded the Health and Welfare Ministry pay the medical costs to the Kobe municipal government.

The case involved a 35-year-old Sri Lankan student who suffered a subarachnoid hemorrhage and was hospitalized in March 1990. Although he got well after an operation, he could not afford to pay

about ¥1.6 million in medical expenses.

The student then asked the Kobe city government to provide public assistance and received the assistance money.

The Daily Life Protection Law requires the national government to cover 75 percent of the public assistance money paid by municipal governments.

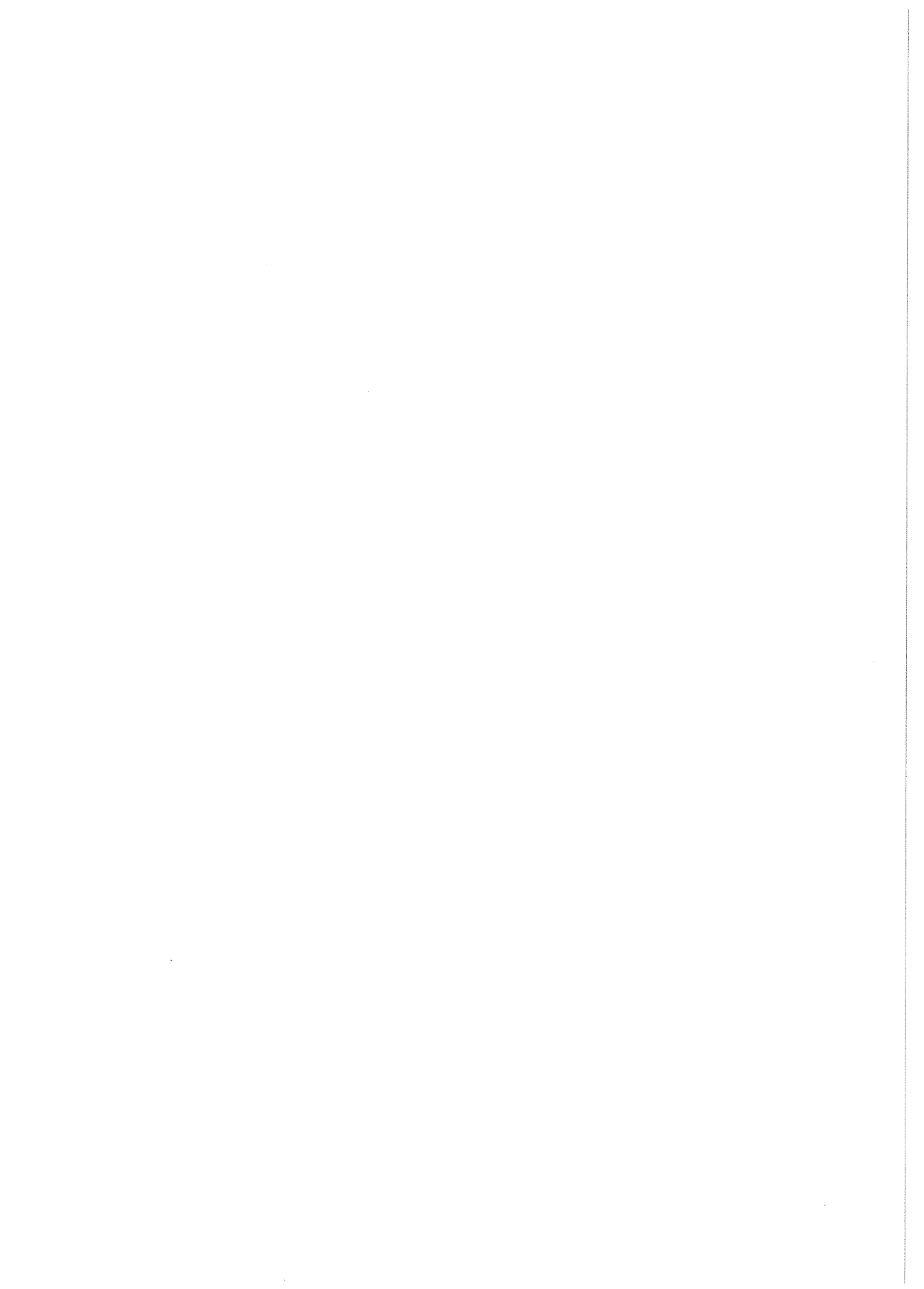
However, the Health and Welfare Ministry stated that foreign residents are not eligible to receive public assistance.

Therefore, the Kobe city government did not apply for the money from the national government.

However, Hida filed the lawsuit in February 1992, claiming that excluding foreign residents from financial assistance by the national government is in violation of a foreigners' right to live.

The ministry asked the district court to dismiss the case because people not directly involved brought the suit before the court.

In his ruling, Presiding Judge Tadao Tsuji admitted the ministry's claim and dropped the case on the grounds that there is no stipulation in the Local Autonomy Law to allow citizens to ask the national government to defray the expenses out of national funds instead of municipal governments.





厚生省はゴドウィンさんに生活保護の適用を！資料集II 判決

1995年 6月22日 第1刷発行 (200部) 300円

1995年 7月13日 第2刷発行 (100部)

1995年10月15日 第3刷発行 (100部)

1995年11月10日 第4刷発行 (100部)

編集・発行 外国人の生存権を実現する会 (代表 <sup>ひだ</sup>飛田 雄一)

〒657 神戸市灘区山田町3-1-1 神戸学生青年センター内

TEL 078-851-2760 FAX 821-5878

郵便振替<01150-2-70102 実現する会>